

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年6月)

6月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名 | 事業所在地 | 営業所名 | 営業所在地 | 処分年月日 | 処分内容 | 主違反の条項 | 監査実施の端緒及び違反行為の概要 | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|-----|--------------------------------------|----------------------|-------|---------------------|---------|-----------------------|---------------------------|--|--------|--------------|
| 1 | 有限会社伊藤建材（法人番号2440002007848）代表者伊藤一栄 | 北海道北斗市萩野7番地の8 | 本社営業所 | 北海道北斗市萩野7番地の25 | R6.6.26 | 輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他2件 | 令和6年1月30日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。 （1）定期点検整備の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の2）、（2）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（3）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項） | 5 | 5 |
| 2 | 株式会社下川部工業（法人番号5440001006550）代表者下川部洋伸 | 北海道檜山郡厚沢部町字上の山33番地の1 | 本社営業所 | 北海道檜山郡厚沢部町字上の山33番地1 | R6.6.26 | 輸送施設の使用停止（80日車）及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他5件 | 令和5年12月14日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第2条第1項第4号）、（2）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（施行規則第6条第1項）、（3）定期点検整備の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の2）、（4）点呼の記録の改ざん・不実記載（安全規則第7条第5項）、（5）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（6）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項） | 8 | 8 |

